

名古屋市古紙持ち去り防止キャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室が所有する古紙持ち去り防止キャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてキャラクターとは次のとおりとする。

- (1) 名称は「こし マモル君」とする。
- (2) デザインは別図のとおりとする。

(著作権)

第3条 キャラクターの著作権（著作権法第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）は、名古屋市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 キャラクターの使用に関して、申請は不要とする。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「名古屋市古紙持ち去り防止キャラクター」及び「こし マモル君」の表記を付すこと。ただし、表記を付すことが困難な場合は、その旨を申告し、減量推進室長の指示に従うこと。
- (2) 次に掲げる使用をしてはならない。
 - ア 名古屋市の品位を傷つける又はそのおそれのある使用をすること。
 - イ 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用すること。
 - ウ 法令又は公序良俗に反する又はそのおそれのある使用をすること。
 - エ キャラクターのイメージや趣旨に反するまたはそのおそれのある使用をすること。
 - オ 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用しようとする事。
 - カ 営利目的により使用すること。
 - ク その他減量推進室長が不適當であると認める使用をすること。

(違反等に対する取扱)

第7条 キャラクターを使用する者が、第6条に定める事項を遵守しなかった場合、減量推進室長はその使用差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という）を行うことができる。

（責任の制限）

第8条 前条の規定による請求等や、その他キャラクターの使用に関し、使用者が損害を受けた場合、名古屋市は一切の責任を負わない。

2 キャラクターを使用する者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害を与えた場合、名古屋市は損害賠償等の法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は減量推進室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

図（第2条関係） こし マモル君 デザイン

